

**改正**

平成20年10月1日条例第20号

平成30年6月27日条例第20号

平成31年3月20日条例第12号

令和元年8月29日条例第7号

令和元年9月20日条例第24号

令和3年3月19日条例第6号

令和4年9月21日条例第6号

池田町公共施設使用料徴収条例

池田町公共施設使用料徴収条例（平成12年池田町条例第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** 池田町の公共施設（以下「施設」という。）の使用料については、この条例の定めるところによる。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- （1）施設 池田町交流センター、池田町総合体育館、池田町立小・中学校体育施設、池田町農村広場、池田町テニスコート、池田町アルプス広場、池田町あづみ野広場、あづみ野池田クラフトパーク、池田町多目的研修集会施設、池田町東山夢の郷コミュニティーセンター、池田町総合福祉センターをいう。
- （2）免除団体 別に定める団体をいう。

（使用時間等）

**第3条** 施設の使用時間は9時から21時30分までとするが、池田町交流センターについては、池田町交流センター管理規則（平成31年池田町教育委員会規則第3号）第3条に規定する時間とし、池田町総合福祉センターについては、池田町総合福祉センター管理運営規則（平成12年池田町規則第24号）第9条に規定する時間とし、池田町立小・中学校体育施設については、池田町立小・中学校体育施設の開放に関する規則（昭和62年教育委員会規則第1号）第3条に規定する時間とする。ただし、町長又は教育長が認めるときは、この限りではない。

- 2 使用時間が1時間未満の端数は、1時間とする。
- 3 設備器具等の使用において1回とは、1日を1単位とする。

(使用料)

**第4条** 施設を使用する者（以下「使用者等」という。）は、許可を受けて、別表に掲げる使用料（施設使用料、入浴料、光熱水費等使用料、設備器具使用料）を納めなければならない。

- 2 前項の使用料は、使用后直ちに納入しなければならない。ただし、入浴料については、事前に納入するものとする。

(使用料の免除)

**第5条** 町は次の各号の一に該当する場合は、前条の使用料を免除することができる。ただし、次の第2号に規定する免除団体にあつては、自治会及び分館を除き、光熱水費等使用料は徴収するものとする。

- (1) 町又は国・県及び公共的団体が使用する場合
- (2) 免除団体が使用する場合
- (3) 池田町在住の中学生以下の者が使用する場合（入浴料を除く。）
- (4) 特に町長が必要と認めた団体が使用する場合

(損害賠償等)

**第6条** 使用者等は、施設、設備器具等を損傷し、若しくは滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任等)

**第7条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長又は教育委員会が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成19年10月1日から適用する。  
(経過措置)
- 2 改正前の条例の規定に基づいて納入又は納入すべき使用料については、なお従前の例による。
- 3 使用料の内、施設使用料については当分の間、町内の団体（事業所等を含む。）又は個人が使用する場合は2分の1の使用料を、営利を目的とする団体（事業所等を含む。）又は個人が使用する場合は3倍額の使用料を納めなければならない。
- 4 平成18年度認定の減免団体については、平成19年9月末日までの使用料等は従前の例による。

附 則（平成20年10月1日条例第20号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、別表8 あづみ野池田クラフトパーク施設  
使用料の規定については、平成21年4月1日から適用する。

**附 則**（平成30年6月27日条例第20号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年12月1日から施行する。

**附 則**（平成31年3月20日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の条例の規定に基づいて納入又は納入すべき使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（令和元年8月29日条例第7号）

この条例は、令和元年9月1日から施行する。

**附 則**（令和元年9月20日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和3年3月19日条例第6号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**（令和4年9月21日条例第6号）

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

**別表1** 池田町交流センター

◆施設使用料

| 区分  |      | 1 時間 |        |
|-----|------|------|--------|
|     |      | 町内   | 町外     |
| ホール |      | 900円 | 1,800円 |
|     | フロア  | 600円 | 1,200円 |
|     | ステージ | 300円 | 600円   |
| 学習室 |      | 500円 | 1,000円 |
|     | 1    | 100円 | 200円   |
|     | 2    | 200円 | 400円   |
|     | 3    | 200円 | 400円   |

|                               |      |        |        |
|-------------------------------|------|--------|--------|
| 談話室                           |      | 300円   | 600円   |
| クラフトルーム                       |      | 400円   | 800円   |
|                               | 1    | 200円   | 400円   |
|                               | 2    | 200円   | 400円   |
| 防音室                           |      | 300円   | 600円   |
| わくわくキッズルーム（おはなしコーナー含、営利目的の場合） |      | 300円   | 600円   |
| ギャラリー                         | 1日   | 2,000円 | 4,000円 |
| なないろスペース                      | 営利目的 | 売上の5%  |        |

（付属施設）

|       |      |       |      |
|-------|------|-------|------|
| 駐車場   | 1区画  | 500円  | 500円 |
| かえで広場 | 営利目的 | 売上の5% |      |

（付記）

- 1 各室全日使用の場合、10時間分とする。
- 2 「町内」とは、使用者のうち町内に住所を有する者が半数以上の場合をいう。
- 3 コンセントを使用する場合は、電気器具1個につき50円を施設使用料に加算する。

◆光熱水費等使用料

| 区分                    | 単位  | 金額   |
|-----------------------|-----|------|
| ガス（又はIHC）使用料（湯茶程度は除く） | 1回  | 200円 |
| 冷暖房器具使用料（ホール）         | 1時間 | 500円 |
| 冷暖房器具使用料（その他）         | 1時間 | 200円 |
| その他の暖房器具              | 1時間 | 200円 |

◆設備器具使用料

| 区分     | 名称        | 単位    | 金額   |
|--------|-----------|-------|------|
| ホール・舞台 | グランドピアノ   | 1時間   | 200円 |
|        | 演台（花台含）   | 1回    | 100円 |
|        | 舞台機構      | 一式／1回 | 200円 |
| 音響機器   | 備付け放送機器一式 | 1時間   | 500円 |
|        | ワイヤレスマイク  | 1本／1回 | 200円 |

|        |                                 |       |        |
|--------|---------------------------------|-------|--------|
|        | 有線マイク                           | 1本／1回 | 100円   |
|        | マイクスタンド                         | 1台／1回 | 50円    |
|        | 可搬型音響機器                         | 1台／1回 | 500円   |
| 映像機器   | スクリーン                           | 1回    | 500円   |
|        | プロジェクター                         | 1回    | 1,000円 |
|        | 書画カメラ                           | 1回    | 1,000円 |
| 舞台照明機器 | サスペンションライト、ボーダーライト、シーリングライト 他一式 | 1時間   | 2,000円 |
| その他    | テント                             | 1張／1回 | 500円   |
|        | 電子ピアノ                           | 1回    | 300円   |
|        | テレビ                             | 1回    | 1,000円 |
|        | BDプレイヤー                         | 1回    | 1,000円 |
|        | パネル（あし含）                        | 1組／1回 | 100円   |
|        | 机（館外用）                          | 1台／1回 | 50円    |
|        | イス（館外用）                         | 1台／1回 | 50円    |
|        | 紅白幕（茶幕、暗幕含む）                    | 1枚／1回 | 200円   |
|        | 調理器具 一式                         | 1回    | 500円   |

（付記）

単位に「1回」とあるものの使用時間は、施設の開館時間とし、これを超えた場合は複数回使用とみなす。

## 別表2 池田町総合体育館

### ◆施設使用料

| 区分           |      | 1時間                    |
|--------------|------|------------------------|
| 会議室（研修室）     | 団体使用 | 250円                   |
| 会議室（トレーニング室） | 団体使用 | 500円                   |
| 体育室          | 団体使用 | 1,000円<br>(片面使用の場合は半額) |
|              | 個人使用 | 100円                   |

|         |      |      |
|---------|------|------|
| 柔剣道場    | 団体使用 | 500円 |
|         | 個人使用 | 100円 |
| 弓道場（射場） | 団体使用 | 500円 |
|         | 個人使用 | 100円 |
| 弓道場（控室） | 団体使用 | 300円 |

付記 営利を目的として、全館使用する場合は本表を適用せず、1日を1回とし、20,000円を徴収する。

◆光熱水費等使用料

| 区分               | 1時間                    |
|------------------|------------------------|
| 照明使用料 体育室        | 1,000円<br>(片面使用の場合は半額) |
| 暖房器具使用料 その他の暖房器具 | 1台 200円                |

◆設備器具使用料

| 区分       | 単位 | 1回     |
|----------|----|--------|
| 集会用テント   | 1張 | 500円   |
| キャンプ用テント | 1張 | 200円   |
| ローラースケート | 1足 | 200円   |
| マレットゴルフ  | 1組 | 100円   |
| ゲートボール   | 1組 | 100円   |
| ソフトボール用具 | 一式 | 1,000円 |
| カラーリング   | 一式 | 1,000円 |
| 放送設備     | 一式 | 500円   |
| 机        | 1脚 | 50円    |
| 椅子       | 1脚 | 30円    |

別表3 池田町立小・中学校体育施設

◆施設使用料

| 区分    | 1時間 |      |
|-------|-----|------|
| 池田小学校 | 校庭  | 300円 |
|       | 体育館 | 600円 |

|       |     |      |
|-------|-----|------|
| 会染小学校 | 校庭  | 300円 |
|       | 体育館 | 600円 |
| 高瀬中学校 | 校庭  | 300円 |
|       | 体育館 | 600円 |
| 特別教室  |     | 500円 |

付記 (1) 営利を目的として、全館使用する場合は本表を適用せず、1日を1回とし、20,000円を徴収する。

(2) 複数の団体が同時に使用するときは、それぞれ規定の使用料を按分した額とする。

◆光熱水費等使用料

| 区分    |         | 1時間              |
|-------|---------|------------------|
| 照明使用料 | 池田小学校   | 体育館 500円         |
|       | 会染小学校   | 校庭 2,000円        |
|       |         | 体育館 500円         |
|       | 高瀬中学校   | 校庭 1,000円        |
|       |         | 体育館 500円         |
|       | 暖房器具使用料 | その他の暖房器具 1台 200円 |

付記 (1) 校庭照明施設の使用時間は、午後7時から9時までとする。ただし、町長又は教育長が認めるときはこの限りでない。

(2) 複数の団体が同時に使用するときは、それぞれ規定の使用料を按分した額とする。

別表4 池田町農村広場

◆施設使用料

| 区分   |       | 1時間  |
|------|-------|------|
| 運動広場 | グラウンド | 300円 |

付記 (1) 営利を目的として、全施設を使用する場合は本表を適用せず、1日を1回とし、20,000円を徴収する。

(2) 複数の団体が同時に使用するときは、それぞれ規定の使用料を按分した額とする。

◆光熱水費等使用料

| 区分    | 1時間    |
|-------|--------|
| 照明使用料 | 3,000円 |

付記 (1) 照明施設の使用時間は、午後7時から9時までとする。ただし、町長又は教育長が認めるときはこの限りでない。

(2) 複数の団体が同時に使用するとき、それぞれ規定の使用料を按分した額とする。

別表5 池田町テニスコート

◆施設使用料

| 区分     |       | 1時間 |        |
|--------|-------|-----|--------|
| テニスコート | 町内者使用 | 1面  | 200円   |
|        | 町外者使用 | 1面  | 1,200円 |
| 多目的広場  | 町内者使用 | 1面  | 200円   |
|        | 町外者使用 | 1面  | 1,200円 |

付記 (1) この使用料は条例附則の規定に係わらず本表の規定額とする。

(2) 多目的広場の半分を使用する場合は、上記に定める使用料の半額とする。

◆光熱水費等使用料

| 区分           | 1時間     |
|--------------|---------|
| 照明使用料 テニスコート | 1面 400円 |

別表6 池田町アルプス広場

◆施設使用料

| 区分       | 1時間  |
|----------|------|
| 多目的グラウンド | 300円 |

別表7 池田町あづみ野広場

◆施設使用料

| 区分   | 1時間  |
|------|------|
| 運動広場 | 300円 |

別表8 あづみ野池田クラフトパーク

◆施設使用料

| 区分 |                    | 単位 | 1時間    |
|----|--------------------|----|--------|
| 公園 | 競技会、展示会、博覧会等       | 1日 | 1,600円 |
|    | 競技会、展示会、博覧会等の催しのため | 1日 | 1,600円 |
|    | に設けられた架設工作物        |    |        |



|        |                          |     |          |
|--------|--------------------------|-----|----------|
|        | 行商、募金等                   | 1日  | 1,000円   |
|        | 興行                       | 1日  | 3,200円   |
|        | 業として写真又は映画撮影             | 1時間 | 100円     |
|        | 公園施設を全部又は一部を一定期間営業のための使用 | 1月  | 売上金額の5%  |
|        | 休憩施設を一定期間営業のために使用        | 1月  | 120,000円 |
| パターゴルフ |                          | 1回  | 500円     |

付記 (1) 公園施設の全部又は一部を一定期間営業のための使用については、使用料を毎月徴収する。

(2) 1月未満の端数は、日割計算とする。

(3) 休憩施設使用料は、経年による劣化及び閑散期その他特別の事情による影響があると町長又は教育委員会が認めるときは、本表を適用せず適正な価格をもって定めることができるものとする。

◆設備器具使用料

| 区分      | 単位 | 1回   |
|---------|----|------|
| パターゴルフ  | 1組 | 100円 |
| マレットゴルフ | 1組 | 100円 |

別表9 池田町多目的研修集会施設

◆施設使用料

| 区分           | 1時間  |
|--------------|------|
| 多目的ホール       | 500円 |
| 農村総合整備室      | 250円 |
| 食品加工調理実習室    | 250円 |
| 研修室          | 250円 |
| 協定推進委員会室(和室) | 250円 |

付記 冠婚葬祭で全館を使用する場合は本表を適用せず、1日を1回とし、20,000円を徴収する。

◆光熱水費等使用料

| 区分                    | 1時間又は1回    |
|-----------------------|------------|
| ガス(又はIHC)使用料(湯茶程度は除く) | 1回当たり 500円 |

|                   |            |        |
|-------------------|------------|--------|
| 暖房器具使用料 ボイラー（ホール） | 1 時間当り     | 2,000円 |
| 〃 その他の暖房器具        | 1 台 1 時間当り | 200円   |

◆設備器具使用料

| 区分           | 単位  | 1 回  |
|--------------|-----|------|
| 放送設備         | 一式  | 500円 |
| 映写機          | 1 台 | 500円 |
| オートスライド映写機   | 1 台 | 200円 |
| ビデオカセットレコーダー | 一式  | 300円 |
| 調理器具         | 一式  | 700円 |
| 什器類          | 1 人 | 30円  |
| 机            | 1 脚 | 50円  |
| 座卓           | 1 脚 | 50円  |
| 椅子           | 1 脚 | 30円  |

別表10 池田町東山夢の郷コミュニティーセンター

◆施設使用料

| 区分     | 1 時間 |
|--------|------|
| 大会議室   | 250円 |
| 小会議室 1 | 250円 |
| 小会議室 2 | 250円 |

付記 (1) 冠婚葬祭で全館使用する場合は本表を適用せず、1 日を 1 回とし、10,000円を徴収する。

(2) 公園施設を全部又は一部を一定期間営業のための使用については、使用料を毎月徴収する。

◆光熱水費等使用料

| 区分                     | 1 時間又は 1 回      |
|------------------------|-----------------|
| ガス（又は IHC）使用料（湯茶程度は除く） | 1 回当り 500円      |
| 暖房器具使用料 その他の暖房器具       | 1 台 1 時間当り 200円 |

◆設備器具使用料

| 区分 | 単位 | 1 回 |
|----|----|-----|
|----|----|-----|

|      |    |        |
|------|----|--------|
| 音響器具 | 一式 | 1,000円 |
|------|----|--------|

別表11 池田町総合福祉センター

◆入浴料

| 区分                | 1回   |
|-------------------|------|
| 65歳以上の者又は障害者手帳保持者 | 300円 |
| 65歳未満の者           | 400円 |
| 子ども（中学生以下）        | 200円 |
| 3歳未満児             | 無料   |

付記 入浴料は条例第5条の規定に係わらず本表の規定額とする。

◆施設使用料

| 区分           | 1時間  |
|--------------|------|
| 一階 小会議室      | 250円 |
| 栄養指導研究室      | 500円 |
| 二階 いこいの間（和室） | 500円 |
| 大会議室         | 500円 |

付記 冠婚葬祭で全館使用する場合は本表を適用せず、1日を1回とし、20,000円を徴収する。

◆光熱水費等使用料

| 区分                    | 1時間又は1回     |
|-----------------------|-------------|
| ガス（又はIHC）使用料（湯茶程度は除く） | 1回当たり 500円  |
| 暖房器具使用料 大会議室          | 1時間当たり 500円 |
| 〃 その他の会議室等            | 1時間当たり 200円 |
| 冷房器具使用料 大会議室          | 1時間当たり 300円 |
| 〃 その他の会議室等            | 1時間当たり 200円 |

◆設備器具使用料

| 区分   | 単位 | 1回   |
|------|----|------|
| 放送設備 | 一式 | 500円 |
| 調理器具 | 一式 | 700円 |
| 什器類  | 1人 | 30円  |
| 机    | 1脚 | 50円  |

|    |    |     |
|----|----|-----|
| 座卓 | 1脚 | 50円 |
| 椅子 | 1脚 | 30円 |